

広島県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|----------|---|------------|
| 一般国道二七五号 | 三次市西酒屋町一五九番七地先から 三次市西酒屋町字善法寺二一番九地先まで | 平成二十五年四月五日 |
| | 三次市西酒屋町字善法寺二〇番一地先から 三次市西酒屋町字善法寺五八番一九地先まで | |
| | 三次市西酒屋町字善法寺七四番六地先から 三次市十日市南二丁目一番七九地先まで | |
| | 三次市十日市南二丁目四番一地先から 三次市東酒屋町字天狗松五五一番一地先まで | |